

民生委員・児童委員の

# ひろば

支えあう 住みよい社会 地域から

6

2022

June

特集

## 地域共生社会の実現のための 民生委員・児童委員の実践

事例紹介 富山県氷見市 神代地区民生委員児童委員協議会

- 災害に備える .....  
日ごろの委員活動の延長線上であることを意識して  
佐賀県民生委員児童委員協議会
- 情報室 .....  
改正少年法における「特定少年」について
- 委員活動のポイント .....  
民生委員の政治的中立性について
- 人権について考える .....  
児童虐待のない社会を

# 地域共生社会の実現のための 民生委員・児童委員の実践

全国民生委員児童委員連合会は、令和4(2022)年3月、地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員活動、民児協活動の考え方を整理し、地域で社会福祉の増進に努める民生委員・児童委員が、活動のなかで地域共生社会の実現にどう取り組むかを整理し、「地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協としての行動方針」としてまとめました。

本号では、この行動方針を基に、地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協の関わりを考えます。

## 「地域共生社会の実現に向けた 民生委員・児童委員、民児協としての行動方針」

### 1. 行動方針作成の経緯

全国民生委員児童委員連合会(以下、全民児連)では、10年ごとに「活動強化方策」を策定し、全国の民生委員活動や民児協活動の基本的方向性や重点課題などを示してきました。平成29(2017)年から令和9(2027)年までの期間は「民生委員制度創設100周年活動強化方策」に沿った活動を推進しています。

また、国では、平成28(2016)年に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、「地域共生社会」の実現が掲げられました。地域共生社会がめざす、地域住民や地域の多様な主体が参画して地域をともにつくる社会という理念は、隣人愛を基礎として、地域住民の立場から困りごとの相談にのり、地域の支えあいづくりを

すすめる、民生委員が長年にわたりに積み上げてきた活動と重なるものです。

地域共生社会づくりで国が示す柱には「断らない支援」などが掲げられており、地域の専門機関が連携して「断らない支援」をすすめることは、地域の「つなぎ役」である民生委員活動や民児協活動の円滑化の一助にもつな갑니다。他方で、地域共生社会の旗振り役である地方自治体に民生委員活動に対する理解不足があれば、「断らない支援」が民生委員・児童委員(以下、民生委員)の負担増につながることも懸念されます。

全国社会福祉協議会(以下、全社協)では、令和2(2020)年に「全社協 福祉ビジョン2020」を発行し、地域共生社会の考え方も包含した「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざし

て、民生委員や社会福祉協議会、社会福祉法人等がすすめる取り組みの方向性を提起しました。

これらの流れを踏まえ、全民児連は、地域共生社会の実現に向けた民生委員活動、民児協活動の考え方を整理することが必要と考え、全国各地の活動事例を集め、それをもとに地域共生社会の実現に向けた民生委員、民児協の関わりについて検討し、次のことを整理しました。

### 2. 全国の事例から見えた 地域共生社会の実現に向けた 民生委員・児童委員、 民児協の関わり

#### (1) 民生委員・児童委員活動は 今後も変わらない

民生委員はこれまで地域住民の一員として、住民の視点からさまざまな課題を抱える地域住民の

身近な相談相手、見守り役として活動してきました。

近年、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業への取り組みがすすんでいます。民生委員、民児協の活動はこれまでと変わるものではありません。今後地域において「支えあつ住みよい社会」をめざして活動することが、地域共生社会づくりにつながると考えられます。

## (2) 包括的な支援体制における民生委員・児童委員の関わり

包括的な支援体制において、民生委員は地域住民からの相談などを受けて専門機関へつなぎ、その後は見守りなどを継続して、その内容を他機関と共有しています。また、ふれあいいきいきサロンや子ども食堂などの居場所づくりを地域住民や関係機関とともに実施し、地域のつながりづくりにも取り組んでいます。

## (3) より円滑な連携のための工夫

包括的な支援体制に参画・協働している民児協は、定例会を活用してさまざまな機関・団体、また

専門職等と関係をつくっています。定例会は、委員同士の情報共有や協議の場としても重要ですが、各民児協で定例会を効率的かつ積極的に活用することが望ましいと考えられます。日ごろから関係機関等との情報共有や信頼関係づくりに努めることで、民生委員だけでは対応が困難な住民への支援につながる場合があります。

加えて、地域に暮らす民生委員だからこそ見えてくる課題や、委員活動がしやすい環境づくり等について、民児協として自治体に意見具申することなども考えられます。

## (4) 現在の課題と解決のための提案

地域共生社会の実現に向けた課題として、例えば同じ市内でも地区ごとの連携状況に差がある場合や、民生委員活動に対する関係機関の理解不足から情報共有が難しいこと、行政が縦割りであることから生じる弊害等が挙げられます。課題解決のためには、民児協が「組織」としてさまざまな機関・団体、住民活動等との関係づくりに取り組むことや、地域住民や関

係機関に、民生委員活動、民児協活動への理解を得るための広報活動を行うことなどが必要です。

## 3. 地域共生社会の実現に向けた

### 民生委員・児童委員、民児協としての行動方針

全民児連では、上記を念頭に、地域で社会福祉の増進に努める民生委員が、活動のなかで地域共生社会の実現にどう取り組むかを整理した行動方針をまとめました。行動方針の作成にあたっては、

「民生委員制度創設100周年活動強化方策」や「全社協福祉ビジョン2020」と方向性を一にしています。また、行動方針の作成に際して参考とした全国各地の取り組みを集めた『活動事例集地域共生社会と民児協活動』（以下、活動事例集）を作成し、全民児連ホームページに掲載しています。次頁から、行動方針の紹介とあわせて活動事例集にも掲載した、地域共生社会の実現に向けた民児協の取り組みを紹介します。

## 『活動事例集 地域共生社会と民児協活動』



<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/teigen/>  
(全民児連ホームページ>提言・アピール>地域共生社会の実現)

## 民生委員・児童委員、民児協としての行動方針

行動方針	民生委員制度創設 100周年活動強化方策	全社協 福祉ビジョン2020
<p><b>1. 気づく</b></p> <p>民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域住民に寄り添い、さまざまな課題を抱えた人びとを把握する。</p>	<p><b>重点2</b></p> <p>さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために</p>	<p>①重層的に連携・協働を深める</p>
<p><b>2. つなぎ、見守る</b></p> <p>民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域の「つなぎ役」となり、自治体や関係機関と協働して見守る。</p>	<p><b>重点2</b></p> <p>さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために</p>	<p>①重層的に連携・協働を深める</p>
<p><b>3. つなぎ先を増やす</b></p> <p>「つなぎ先」を増やすために、民児協が「組織」として自治体や地域の多機関・団体、住民活動等と日ごろから関わり、連携・協働を深める。</p>	<p><b>重点1</b></p> <p>地域のつながり、地域の力を高めるために</p>	<p>①重層的に連携・協働を深める ⑥国・自治体とのパートナーシップを強める</p>
<p><b>4. 地域に活動を伝える</b></p> <p>関係機関や地域住民に、民生委員・児童委員が行っている「つなぐ」活動等を伝え、関心・理解を促進する。</p>	<p><b>重点3</b></p> <p>民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために</p>	<p>③福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る ⑤福祉組織の基盤を強化する ⑥国・自治体とのパートナーシップを強める</p>
<p><b>5. 住民相互に支えあう地域をつくる</b></p> <p>地域住民やさまざまな団体（学校、自治会、商店、企業等）に地域福祉活動を伝えて参加を促進し、住民相互に支えあう地域をつくるとともに、民生委員・児童委員のなりてのすそ野を広げる</p>	<p><b>重点1</b></p> <p>地域のつながり、地域の力を高めるために</p>	<p>②多様な実践を増進する ③福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る ⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する</p>
<p><b>6. 災害に備える</b></p> <p>平常時に地域をつなぐ活動を行うことで、災害に対して住民が協力しあうことができる地域を構築する。</p>	<p><b>重点1</b></p> <p>地域のつながり、地域の力を高めるために</p>	<p>⑧災害に備える</p>

参考

### 民生委員制度創設100周年活動強化方策

<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/teigen/>  
(全民児連ホームページ>提言・アピール>民生委員・児童委員の活動方針)



### 全社協 福祉ビジョン2020

<https://www.shakyo.or.jp/download/vison2020.html>  
(全社協ホームページ>資料ダウンロード>全社協 福祉ビジョン2020)



事例紹介

富山県氷見市 神代地区民生委員児童委員協議会

「福祉なんでも相談」の取り組み

(住民の困りごとを丸ごと受け止める場)

富山県北西部にある氷見市は、まだまだ地縁が残る地域ですが、平成27(2015)年に「孤独死・孤立死」が相次いで発生したことを受け、社会的孤立状態にある住民の早期把握と適切な支援に結びつける仕組みの構築をめざし、市がセーフティネット構想を取りまとめました。

その具現化をめざす取り組みとして、身近な地域で相談できる環境を構築する「福祉なんでも相談窓口(機能)」づくりについて、市社協から神代地区民生委員児童委員協議会(以下、神代地区民児協)と地区社協へ提案があり、取り組みをスタートしました。

地域住民の困りごとに対応する「仕組み」づくり

事業内容は、①地域住民の生活上の困りごとや心配ごと、気になる世帯や住民の情報を受け止める

場の創出、②地域における相談支援体制(地域内でのつなぎ方、行政専門職へのつなぎ方)の検討と構築、③その他関連する取り組みの検討と実施、の3点です。

これまで神代地区民児協では、困りごとを自ら発信することが苦手な住民や、困りごとを抱え込んでしまう世帯など、民生委員だけでは状況把握が困難な住民とのつながりが課題となっていました。また、同じく住民から相談を受けられる立場にある区長(≡自治会長)との連携も十分とはいえなかったため、民生委員、地区社協、区長が連携して地域住民の困りごと等に対応する「仕組み」が必要と考え、神代地区民児協も主力として関わることにしました。

具体的な取り組みとして、主任児童委員を含む民生委員と地区社協(会長、地域福祉活動サポ―

ター)、区長の計12人を、住民から相談や情報提供を受ける「神代地区なんでも相談員」に位置づけるとともに、「神代地区なんでも相談会」を開催しています。

民生委員は、なんでも相談員として相談や情報提供を受けるほか、地区社協や区長が受けた相談で、民生委員として訪問や相談が必要な事柄を引き継いで相談支援を行うとともに、必要に応じて自治体や市社協、地域包括支援センターにつなぐ役割も担っています。逆に自治会に対応を依頼したい場合に、住民の了解を得たうえで区長に情報提供し、自治会が対応を検討することもあります。

今ある資源を活用して懸念を払拭

相談会の立ち上げに際しては、「なんでも相談会」だけで独自開

催すると「相談の場」のイメージが強くなったり、相談会場への出入りを近隣住民に見られることを懸念して来場を躊躇するのではとの意見がありました。そこで、すでに区内や自治会で行っている高齢者サロンや子育てサロン、住民が集まる機会にあわせて相談会を実施することにしました。

市内の福祉専門職等と連携した地区の包括的な支援体制ができたことで、民生委員だけでは把握できなかった住民の困りごとなどを受け止められるようになり、地域での民生委員活動の充実につながったと思います。

今後も定期的な情報交換して問題を共有することで、この連携体制を有効に機能させることができれば、地域共生社会の実現にも一歩近づけるものと確信しています。

定例会で話しあってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

- ① 現在行っている民児協の活動を「地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協の行動方針」に照らし、取り組みを整理してみましょう。
- ② 民生委員活動だけでは関わりをもつことや状況把握が困難な住民や世帯とも関わりをもてる地域資源等がないか話しあってみましょう。

※本コーナーは、民児協の取り組みから、災害に備える民児協活動を考えます。

## 日ごろの委員活動の延長線であることを意識して

佐賀県民生委員児童委員協議会

### 3年で2度の豪雨災害

数十年に一度の災害と言われた「令和元年佐賀豪雨」から約2年。

令和3(2021)年8月11日から佐賀県内で降り続いた大雨は、令和元年佐賀豪雨で大きな被害を受けながら、やっと以前の生活に戻りつつあった地域を再び襲いました。幸いにも亡くなられた方は



駅舎の入口の半分以上が水に浸かったJR北方駅(武雄市)。敷地内には流木も。

いなかだったものの、県全体で1400軒以上の住家等が床上浸水等の被害を受け、3市町に災害救助法が適用されました。

### 被災者の一人として

武雄市北方町の久津具地区。この地区唯一の民生委員・児童委員の牛島早百合さんは、令和元(2019)年・3年と続けて自宅が床上浸水しました。

「令和元年の災害は想定外。私自身も目の前のことで精一杯で地域に出向けたのは発災の約2週間後。今回は、前回の経験もあって雨が落ち着いた後に、一人暮らしの高齢者や障がい者のみの世帯等優先順位を付けて、食糧や水に困っていないか、ボランティアの依頼の必要は無いか等を確認してまわりました」と振り返ります。「その時

不安に思ったのが、高齢者や障がいのある方がたの避難の支援体制。行政から民生委員には、避難行動要支援者名簿が渡されていますが、発災時に一民生委員では何もできません。平常時から地元の消防団や区長等と地域で誰がどう動くのかを具体的に話しておくことが大切だと思いました」

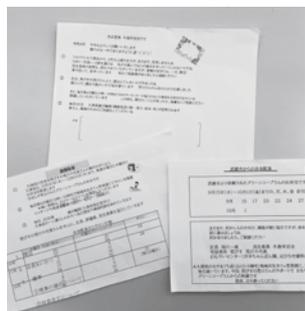
### 地域の方がたとともに

また、久津具地区では、宅幼老所「笑びす」がNPO法人とともにサロンを開いたり、「縁が輪隊(えんがわたい)」を立ち上げて一人暮らしの高齢者宅を毎月訪問する等の活動をしています。「地域の方がたと顔を合わせて何気ないおしゃべりができる場を地域の方がたとともに創ってくださるのは本当に心強い」と話す牛島さんが見せてくれたのは、「縁が輪隊」の訪問やサロンの開催案内チラシに添える手作りのメッセージカード。「このような活動と地域の方をつなぐのが私の役割。冷蔵庫や玄関に貼って、その日を楽しみにしてください」とある方もいます」

### 民生委員としてできること

牛島さんに、民生委員としてできることは?と尋ねると、「平常時のうちに『気をつけること』を伝えていくこと。『梅雨になる前に物を高い所に上げときましょ』とか『連絡先は高い所に貼っておきましょう』とか、日ごろの委員活動の延長線で、生活の中の小さいけれど大切な部分を、同じ地域住民の一人として丁寧に伝えていきたいです」と、力強く答えてくださいました。

佐賀県民児協としても、発災時に何をするかではなく、災害に備えて日ごろの地域住民との丁寧な関わりをより一層大切にしていただくよう、委員の一人ひとりしっかりと伝えていきたいと思えます。



牛島さんが地域の高齢者等に渡している手作りのメッセージカード。



## 改正少年法における「特定少年」について

令和4(2022)年4月、成年年齢引き下げなどと合わせて、改正少年法が施行されました。

少年法は、少年(20歳未満の者)の健全な育成を図るため、非行少年に対する処分やその手続などについて定める法律です。手続・処分の特徴として、

- 全ての事件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定すること
- 家庭裁判所は、原則として懲役や罰金などの刑罰ではなく、少年院送致などの保護処分を課すこと\*

などが挙げられます。

改正後も引き続き20歳未満に少年法が適用されることは変わりませんが、新たに、罪を犯した18歳・19歳を「特定少年」として、17歳以下とは異なる取り扱いをすること

になりました。

具体的には、

- ・ 原則逆送対象事件(現住建造物等放火罪、強制性交等罪、強盗罪、組織的詐欺罪など)の拡大
- ・ 逆送決定後は20歳以上の者と原則同様に取り扱われる(例えば、有期懲役刑の上限が、17歳以下が15年に対し、特定少年は30年など)
- ・ 起訴された場合に実名等の報道(推知報道)が一部解禁されるなどです。

これは、選挙権年齢や民法の成年年齢の引き下げにより、責任ある立場となる特定少年が重大な犯罪に及んだ場合に、17歳以下の少年よりも広く刑事責任を負うべきとの考えによるものです。

※家庭裁判所が保護処分ではなく刑罰を科すべきと判断した場合、検察官送致(逆送)される

## 委員活動のポイント

参考Ⅱ「単位民児協運営の手引き

〔令和4年3月版〕(115頁)

### 民生委員の政治的中立性について

**Q** 親族が地元の市議会議員選挙に立候補する予定となったが、民生委員の政治的中立性との関係で辞任すべきでしょうか。

**A** 委員本人が選挙に立候補するのでなければ、一律に辞任すべきものではないと考えられます。委員本人が積極的に候補者の応援活動をする意思があるのか等を勘案し、行政とも相談しながら、個別に判断していくべきものと考えられます。

民生委員法第16条第1項は、「民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない」と規定しています。民生委員の職務上の地位を政治的に利用することを禁止したものです。そのため、民生委員本人が選挙に立候補する場合には、基本的に民生委員を辞任したうえで立候補していると思います。

また、担当区域内で特定候補の応援等を行うことは、たとえそれが住民に直接働きかけるものでな

かったとしても、間接的に住民に影響を及ぼさないとも限りません。職務上の地位を利用したか否かの判断は非常に困難ですから、担当区域内での活動は避けることが適当です。

ただし、この規定は、民生委員が一個人として政党に加入し、また政治的活動を行うことまでを禁止しているものではありません。したがって、自らの担当区域外で政治活動を行うことは問題ないとされています。

家族・親族の範囲、民生委員本人の選挙応援の意思等を勘案しつつ、個別に判断していくべきと考えられますが、なにより民児協として市区町村行政とよく相談し、事前に一定のルール化を図っておくことが大切です。



## 児童虐待とは

児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加し、令和2(2020)年度には205,044件と大幅に増加しました。虐待増加の背景には家族形態の多様化や地域のサポート力低下、未熟な子育てなどさまざまな要因があり、社会全体で取り組むべき課題です。

児童虐待防止法では、児童虐待を4種類に分けています。殴る、叩く、やけどを負わせるなどの「**身体的虐待**」、子どもに性的行為を行うなどの「**性的虐待**」、食事を与えない、ひどく不潔にする、長時間放置などの「**ネグレクト**」、言葉による脅かし、無視、子どもの前で家族に暴力を振るう(DV)などの「**心理的虐待**」です。そのうち相談件数が多いのは、心理的虐待となっています。

虐待は、家庭内で起きることが多いため潜在化しやすく、子どもは自分から虐待されていることをなかなか他人

に話せません。周りが、虐待が疑われる状況を発見し、関係機関に相談(法律上は通告)することが重要です。

## 虐待のサイン

**子ども** 【不自然なあざ・傷がある、身長や体重が増えない、体・衣服が不潔、表情に乏しい、おびえるなど】

**親** 【心身の疾患、情緒不安定、子どもに無関心、健診等を受けさせない、夫婦関係不安定など】

## 虐待かもと思ったら

相談窓口 (児童相談所虐待対応ダイヤル)

**「189 (いちはやく)」** ※通話料無料

最寄りの児童相談所につながります。匿名でも構いません。秘密は守られます。

## 体罰によらない子育てを

### (体罰の禁止 児童福祉法)

虐待をする親は、「しつけのため」として体罰をすることがありますが、しつけと体罰は違います。しつけは子どもの人格や才能などを伸ばし、社会で自立した生活を送れるようサポートして社会性を育む行為ですが、体罰は、子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)で、子どもに悪影響しかありません。

児童委員は、虐待を発見したり住民から相談された場合、速やかに児童相談所に通告することとなっています。また通告を受けた事例に対し、児童相談所からの依頼による調査などを行うこととなっています。日頃から地域の子育て家庭に気を配ってほしいと思います。

また、私たち民生委員・児童委員は地域の一人であることを念頭に置きながら、地域行事への参加等を通して顔と名前を覚えていただけるように努めています

▼現在は、新型コロナウイルスの影響によって状況に応じた活動が求められるようになりましたが、民生委員・児童委員活動の目的や意義を今一度見つめ直し、地域住民の身近な相談相手としての活動を継続していきたいと思っています。

▼北九州市民児協では、全民児連の活動強化策を基に、「北九州市版活動強化方策」を平成29年度に策定しました。重要項目として、「地域のつながり、地域の力を高める」、「さまざまな課題を抱えた人びとを支える」、「民生委員・児童委員制度を守り、発展させていく」、「守秘義務の遵守と人権意識の醸成に努める」を定めています

▼私が住んでいる地区は、地理的に2つの行政区にまたがっています

が、この北九州市版活動強化策を基軸に、両区の自治連合会や民生委員・児童委員が情報交換をしながら、日々の見守り活動や訪問活動を行っています。活動において、市・区・地区民児協が一体となって組織体制の充実・強化を図ること

北九州市民生委員児童委員協議会  
会長・本紙編集委員  
中杉 長男

## 民鏡



民生委員・児童委員の  
ひろば 6月号 2022 JUNE

令和4年6月1日発行  
(毎月1回1日発行)第828号  
昭和31年5月18日  
第三種郵便物認可

●発行所/全国社会福祉協議会  
〒100-8980  
東京都千代田区霞が関3-3-2  
電話03-3581-6747

●発行人/松島 紀由  
●編集人/熊坂 淳  
●定 価/1部10円(購読料は会費に含む)

ホームページを  
ご活用ください

☆民生委員・児童委員専用ページ  
をご覧くださいためには、次の  
パスワードを入力してください。

パスワード 20131201

ホームページの  
ご案内



全国民生委員児童委員連合会のホームページ  
全国民生委員互助共励事業のホームページ

## お知らせ

情報室でお知らせした改正少年法について、  
改正の概要やQ&Aを法務省ホームページ  
で紹介しています。



法務省トップページ▶トピックス▶  
少年法が変わります!

全民児連 で検索  
互助共励 で検索

